

柴又観光まちづくり検討会設置要綱

3 葛産観第 1 6 6 号
令和 3 年 1 1 月 1 7 日
区 長 決 裁

(設置)

第 1 条 観光地柴又の魅力の向上と更なる発展に向け、葛飾区が取得する川甚跡地について、「葛飾柴又の文化的景観」の価値と調和的な有効活用策を検討するため、柴又観光まちづくり検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討会は、川甚跡地活用について検討し、その結果を区長に報告する。

(構成)

第 3 条 検討会は、区長が委嘱し、又は任命する別表に掲げる委員をもって構成する。

(任期)

第 4 条 会長、副会長及び委員の任期は、第 2 条の規定による区長への報告までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、あらかじめ委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 検討会は、会長が招集する。

- 2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(採決)

第 7 条 検討会は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

(委員以外の者の出席等)

第 8 条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の検討会への出席を求め、意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(事務局及び庶務)

第9条 検討会の事務局は、産業観光部観光課、都市整備部都市計画課及び教育委員会事務局生涯学習課に置き、当該庶務は、産業観光部観光課が処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年11月17日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	団体等	氏名
学識委員	観光経営コンサルタント	宇野 俊郎
地元委員	一般社団法人葛飾区観光協会	齊藤 勝治
	特定非営利活動法人柴又まちなみ協議会	石川 宏太
	柴又神明会	天宮 久嘉
	柴又親商会	島村 政男
	柴又中央会	瀬尾 滋
	柴又自治会	徳増 昌宏
	柴又帝釈天	須山 保
	ルンビニー幼稚園	早崎 淳晃
	葛飾区農業委員会	齊藤 國松
	インバウンド観光エージェント	熊倉亜紀子
デザイナー	下田 裕美	
区委員	産業観光部長	吉本 浩章